

令和 年 月 日

保護者の皆さんへ

県立秦野曾屋高等学校長

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

次の学校感染症にかかった場合は、医師の指示する期間登校を停止し、しっかりと治してください。

なお、医師から診断をうけましたら、学校へ連絡をお願いいたします。また、医師より登校許可が出ましたら、保護者の方が次の「学校感染症報告書」にご記入いただき、学校に提出して下さい。(学校感染症報告書が診断書の代わりとなります。)

分類	病名	出席停止の期間
第1種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性生物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかざぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髓膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が経過した後1日を経過するまで
第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症(※)	医師の許可があるまで その他の感染症(※)は、学校長の判断による

その他の感染症(※)

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症…ノロウイルスもこの一つ)など

学校感染症報告書 (保護者の方が記入してください)

県立秦野曾屋高等学校長

提出日： 令和 年 月 日

年 組 番 氏名 _____

保護者氏名 _____

出席停止の理由 (診断名)		
出席停止の期間	年 月 日	～ 年 月 日 まで
受診した医療機関名	初診日(令和 年 月 日)	

※ 薬の説明書等、受診を証明するものの写しを添付してください。(医師の診断書等は必要ありません)